

空き家の家財道具の処分経費を補助します (空き家バンク活用促進事業補助金)

■補助対象者

空き家バンクに登録した一戸建ての空き家登録者
※補助金の交付を受けた日から引き続き
2年以上空き家バンクに登録する意思のある方
(市税を滞納している方を除く)

■対象経費

市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する
個人事業主に依頼して実施した、空き家の家財処分等
に要する経費
(申請年度の3月31日までに完了するもの)

■補助率及び上限額

対象経費の3分の2以内で上限5万円

■その他

- 補助申請は申請者1人当たり1回及び1物件当たり1回のみとなります。
- 申請書は浜田市ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ・申請先

〒697-8501 浜田市殿町1番地
浜田市 定住関係人口推進課 移住定住係
TEL: 0855-25-9511 (直通)



浜田市ホームページ

浜田市 空き家 家財道具処分 検索



または右のQRコードを
お読み取りください。



手続きの流れ

※申請は着手の10日前まで

交付申請書の提出

【添付書類】

- 見積書の写し
- 家財処分前の写真

審査

交付決定通知

着手

完了

実績報告書の提出

【添付書類】

- 領収書の写し
- 家財処分後の写真

審査

補助金額の確定通知
補助金の支払い